

広島県公安委員会告示第45号

道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第33条第4項第2号ニ（同府令第34条の3第1項第3号において準用する場合を含む。）及び第38条第8項第2号並びに届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第1号）第1条第2項第3号，第3項第3号，第4項第3号，第5項第3号，第6項第3号，第7項第3号，第8項第3号及び第9項第3号の規定により，公安委員会が応急救護処置の指導に必要な能力を有すると認める者は，次に掲げる者（4及び5に掲げる者については，第一種免許に係る講習に限る。）とし，平成19年6月2日から施行する。

なお，平成14年広島県公安委員会告示第49号（応急救護処置の指導に必要な能力を有すると認める者）は，廃止する。

平成19年6月1日

広島県公安委員会

委員長 高 須 司 登

- 1 応急救護処置の指導に必要な能力を有する者を養成するための講習（公安委員会が行うもの及び社団法人全日本指定自動車教習所協会連合会又は社団法人広島県指定自動車学校協会が公安委員会の定めるところにより行うものに限る。）を受け，その課程を修了した者
- 2 医師である者
- 3 救急救命士である者
- 4 消防法施行令（昭和36年政令第37号）第44条第1項又は第44条の2第1項の救急隊員である者
- 5 日本赤十字社救急法指導員である者